

参考 制度対象事業・施設（こども性暴力防止法施行ガイドライン（こども家庭庁）抜粋）

【学校設置者等（法第2条第3項）】

- ・法律に基づく認可等を受けて児童等に対して教育、保育等を提供する事業者
（学校設置者等となる対象施設・事業）

分類	事業
学校教育 法関係	●幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 ●専修学校（高等課程）
認定こども園関係	●幼保連携型認定こども園 ●幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園
児童福祉 法関係	●児童相談所（一時保護施設を含む。） ●指定障害児入所施設等 ●乳児院 ●母子生活支援施設 ●保育所 ●児童館 ●児童養護施設 ●指定障害児入所施設以外の障害児入所施設 ●児童心理治療施設 ●児童自立支援施設 ●指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援） ●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）●家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業） ●登録一時保護委託者

【認定対象となる民間教育保育等事業者（法第2条第5項）】

- ・学校設置者等以外の、各種学校等、児童福祉法上の届出事業や、現在全く業規制がない分野であって行政が事前に事業の範囲を把握しきれないもの等
（民間教育保育等事業者となる対象事業）

分類	事業
教育関係	<p>●専修学校（一般課程）●各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業</p> <p>●職業能力開発促進法施行規則に基づき実施する普通課程の普通職業訓練（18歳未満の者を専ら対象とする訓練に限る）</p> <p>●民間教育事業 <u>法律上明確な定義のない事業（学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール、フリースクール等）で、支配性・継続性・閉鎖性の観点も踏まえ、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件を満たすもの</u> （ア）児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業 （イ）当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が6月以上 （ウ）児童等に対して対面による指導を行うもの （エ）事業者が用意する場所（事業所等）において指導を行うもの （オ）当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が、政令で定める人数（3人）以上</p> <p>※<u>公立・公営の施設・事業であっても、これらの要件を満たす場合には、民間教育事業に分類される（例：教育委員会が設置する教育支援センターや、公立図書館等が定期的に行う、児童等向けの読み聞かせ会など）。</u> ※対象となる例 ・月1回、週2回など定期的に事業を実施し、同一の児童等が継続的</p>

	<p>に技芸又は知識の教授を受けることを想定している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～2か月に1回、体験学習プログラムを開催し、かつ同一の児童等が複数回参加することが可能である場合
児童福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定障害児通所支援事業以外の児童発達支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業） ● 児童自立生活援助事業 ● 放課後児童健全育成事業等 ● 子育て短期支援事業 ● 一時預かり事業 ● 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） ● 病児保育事業 ● 意見表明等支援事業 ● 妊産婦等生活援助事業 ● 児童育成支援拠点事業 ● 認可外保育事業
障害福祉サービス関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定障害福祉サービス事業（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）